

# 企業におけるメンタルヘルス対策の実態調査 (妊娠女性への対応を中心として)

研究代表者	栃木産業保健総合支援センター産業保健相談員	加藤 梨佳
研究分担者	栃木産業保健総合支援センター所長	武藤 孝司
	栃木産業保健総合支援センター産業保健相談員	増茂 尚志
共同研究者	自治医科大学精神医学講座教授	須田 史朗
	自治医科大学産科婦人科学講座准教授	高橋 宏典

## 1 背景及び目的

現在の仕事や職業生活に関することで強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者は 59.5% に達している<sup>1)</sup>。過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業、退職した労働者割合はそれぞれ 0.4%、0.2%である<sup>1)</sup>。このため、事業所においてメンタルヘルス対策を行うことが必要となっている。

我が国では多くの妊娠中及び出産後の女性も労働力の一翼を担っているが、産科的疾病のみならず、抑うつ等のメンタルヘルス不調に1割以上の妊婦が罹患するといわれている<sup>2)</sup>。さらに、出産後もメンタルヘルス不調の高い罹患率が報告されている<sup>2)</sup>。このため、産業保健において妊産婦のメンタルヘルス対策は重要であり、事業所における妊娠中及び出産後の女性のメンタルヘルス不調を含む健康問題の実態を明らかにすることは意義がある。

本調査研究は、妊娠している女性への対応、メンタルヘルス不調者の復職、ストレスチェック制度を中心とした事業所におけるメンタルヘルス対策の実態を調査し、事業所でのメンタルヘルス対策の課題を明らかにすることを目的とする。

## 2 調査方法

平成29年に栃木県内の従業員数が50人以上であるすべての事業所(2126事業所)に対して自記式質問紙調査を行った。会社/事業所の属性、妊娠している女性への対応、ストレスチェック制度、メンタルヘルス不調者の復職、従業員の教育に関する質問が含まれた。

## 3 調査結果

2126事業所のうち、983事業所から回答を得た(回収率46.2%)。調査回答に同意した760事業所の集計・解析を行った(有効回答率35.7%)。

1) 事業所における過去5年間の妊娠している女性従業員及びその対応

過去5年間に妊娠した女性がいたのは588事業所(77.4%)であり、そのうち、こころの健康問題をきたした妊娠中、出産後1年以内の女性がいたのは、それぞれ12事業所(2.0%)、11事業所(1.9%)であった。

妊娠した女性がいた事業所において、妊娠中の女性に対して特別な対応(妊娠している女性へ配慮して行った就業上の対応)を必要とした事例が225事業所(38.3%)で発生した。妊娠中の対応の理由(複数回答可)は、妊娠/出産に関する問題が185事業所、こころの健康問題が5事業所、その他が38事業所であった。対応内容は、実際の仕事内容に関する措置が181事業所(80.4%)と最も多く、妊娠中の休憩に関する措置が77事業所(34.2%)と最も少なかった。対応時に産業医の関与があるのは29事業所(12.9%)であった。対応時に判断が一番重視される人は、主治医が121事業所(53.8%)、上司が54事業所(24.0%)、人事が21事業所(9.3%)、産業医が4事業所(1.8%)であった。

2) ストレスチェック

平成28年度のストレスチェックは713事業所(93.8%)が実施していたが、実施した事業所のうち、524事業所(73.5%)はストレスチェックの結果から集団分

析を実施し、391 事業所(54.8%)はストレスが高い人に対して医師による面接指導を実施していた。

### 3) こころの健康問題による休業者の復職

426 事業所(56.1%)に復職の仕組みがあり、試し(リハビリ)出勤制度、短時間勤務制度を導入しているのは、それぞれ、328 事業所(43.2%)、353 事業所(46.4%)であった。復職時に産業医が関与するのは438 事業所(57.6%)であった。復職に際して判断が一番重視される人は、主治医が402 事業所(52.9%)、産業医が140 事業所(18.4%)であった。復職に際して最低限必要な就業内容や復職が可能とされる状態には違いを認めた。

過去5年間に事業所にこころの健康問題によって1か月以上の休業を必要とした事例が366 事業所(48.2%)で発生した。そのうち、復職に際して配置転換を実施するのは326 事業所(89.1%)であったが、リワーク支援を利用するのは121 事業所(33.1%)であった。過去5年間に事業所で復職に際し、77 事業所(21.0%)が困った事例を経験していた。

### 4) 従業員の教育

従業員、管理職に対して定期的にメンタルヘルスの教育を実施しているのは、それぞれ、392 事業所(51.6%)、441 事業所(58.0%)であった。また、従業員に対して妊娠/出産に関する教育を実施する機会があるのは178 事業所(23.4%)であった。

## 4 考察

本調査研究の結果から以下の実態及び課題が明らかとなった。

①こころの健康問題をきたした妊娠中または出産後1年以内の女性がいた事業所やこころの健康問題のために妊娠中の女性に就業上の対応を行った事業所は極めて少なかった。職場では妊産婦のメンタルヘルス不調が顕在化していない可能性があると考えられる。

②こころの健康問題による休業者の復職の仕組みが有る事業所は56.1%にとどまっていた。また、約4割の事業所で復職時に産業医が適切な役割を果たしていな

いことが明らかとなった。

③こころの健康問題による休業者の復職に際して事業所の制度・対応、復職時に求められる就業内容・病状は事業所ごとに様々であることが分かった。

④ストレスチェック実施事業所のうち、結果から集団分析を実施した事業所は73.5%であった。

⑤従業員・管理職に対して定期的にメンタルヘルスの教育を実施する事業所は約半数、妊娠/出産に関する教育を実施する機会がある事業所は約4分の1であった。

⑥過去5年間に妊娠した女性がいた事業所の38.3%で、妊娠中の女性に対して、実際の仕事内容に関する措置などの特別な就業上の対応を実施していた。しかしながら、産業医の関与や判断が重視される人、診断書の必要性などは様々であった。また、対応を実施していた事業所が約3分の1にとどまることから、医学的に就業上の対応が必要である妊娠中の女性に対して、対応が行われていない事例が多くあると考えられる。

上記を踏まえて、今後、産業保健総合支援センターでは、産業保健専門職及び事業所に対するメンタルヘルスについての研修・サービス等の実施継続及び更なる支援強化を行う必要がある。また、妊娠中及び出産後の女性への対応の支援も行う必要があると考える。

## 5 研究成果の活用予定

栃木産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルスに関する事業活動を改良する。また、産業保健専門職及び事業所への普及・啓発活動(研修会等での成果の公表)、学会や論文等での発表を予定している。

## 6 本調査研究における利益相反はありません。

## 7 文献

1) 厚生労働省. 平成28年「労働安全衛生調査(実態調査)」の概況. 2017. [https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/h28-46-50\\_gaikyo.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/h28-46-50_gaikyo.pdf) (26 November 2018, date last accessed).

2) Gavin NI, Gaynes BN, Lohr KN, Meltzer-Brody S, Gartlehner G, Swinson T. Perinatal depression: a systematic review of prevalence and incidence. *Obstet Gynecol.* 2005;106:1071-1083.